

- 1 障害児通所支援の請求事務に係る留意事項等
- 2 障害者虐待防止法について

平成25年10月23日

神奈川県保健福祉局福祉部  
障害サービス課施設福祉グループ

### 1 障害児通所支援の請求事務に係る留意事項等

<神奈川県において多く見られる警告・エラー>

【全国システム】

EE17: 地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません

EE24 : 単位数単価が単価表の単位数単価と一致しません

PJ01: 定員区分の算定要件を満たしていません

PJ61: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

EE68: 施設台帳に上限額管理事業所番号が無効又は存在しません

## 請求に係る留意事項(障害児)①

- (1) EE17: 地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません
- (2) EE24: 単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません

### 【原因】

地域区分が事業所台帳と不整合

単位数単価(1単位あたりの単価(円))が誤っているため、請求金額が不正

### 【対応】

地域区分を正しく設定する

→ 地域区分が誤っていると、関連する単位数単価も誤りとなる

### 【参考】

①児童デイサービスから移行した事業所

②平成24年4月以降の新規指定事業所・児童発達支援センター・障害児入所施設

## 請求に係る留意事項(障害児)②

- (3) PJ01: 定員区分の算定要件を満たしていません

### 【原因】

請求情報の定員区分と事業所台帳の定員区分が不一致の場合に発生する

Ex 児童発達支援10名、放課後等デイサービス10名という定員を設定し

1日の延べ利用者数が20名になる多機能型事業所の場合

- 報酬算定規模を「20名」で請求
- ✗ 報酬算定規模を「10名」で請求 ← 警告ができる

### 【対応】

・報酬算定上の定員区分を確認して、請求する

・報酬算定規模を10人とするためには、必要な人員配置を行い、人員の特例によらない多機能型事業所としての届出が必要。

## 請求に係る留意事項(障害児)③

(4) PJ61: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

### 【原因】

請求情報のキャリアパス区分と事業所台帳のキャリアパス区分が不一致の場合に発生

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) キャリアパス要件及び定量的要件を満たす場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) キャリアパス要件または定量的要件のいずれかを満たす場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない場合

### 【対応】

正しいキャリアパス区分で、請求する

## 請求に係る留意事項(障害児)④

(5) EE68: 施設台帳に上限額管理事業所番号が無効又は存在しません

### 【原因】

入力した上限額管理事業所番号が施設台帳に無い場合に発生する

Ex (1) 総合支援法のサービスである居宅介護や短期入所等を利用

(2) 児童福祉法のサービスである通所支援(児童発達支援等)を利用

→根拠法が異なる(1)と(2)を上限額管理することは出来ない！！

→総合支援法の指定事業所の番号を入力してエラーが出る場合が多い！！

### 【対応】

① 上限額管理をする必要があるかを確認する

② 上限額管理者には、児童福祉法の指定事業所番号を入力する

## 請求に係る留意事項(障害児)⑤

### (6)その他 加算に関するエラー・警告

#### 【原因①】

県に届ける必要がある加算だが、届出をせずに加算の請求をした  
→県(政令・中核市)に届出をしなければ、請求することは出来ない

#### 【原因②】

定員区分(規模区分)ごとに請求コードが分かれている加算の場合  
Ex 児童発達支援管理者専任加算等  
→県(政令・中核市)に加算の届出をしていても、定員区分が誤りの場合、警告が出る

※請求上に誤りがない(もしくは分からない)が、エラー(警告)が出る場合は  
県(政令・中核市)にお問い合わせ下さい。

## よくある質問事項(障害児)①

#### 【質問】

学校の休日はどのように考えたらよいのか

#### 【回答】

休業日とは、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日とされています。

学校全体が休みの日が基本となり、特定の学級だけの休み、学年だけの休みは該当しません。

## よくある質問事項(障害児)②

### 【質問】

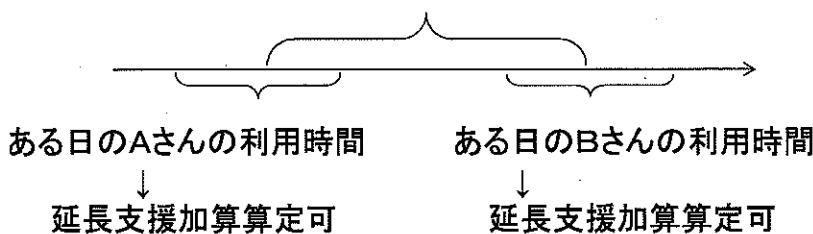
延長支援加算はどのような場合に算定できるのか

### 【回答】

8時間開所している事業所において、8時間の前後に利用者を受け入れた場合に算定できます。事前の届出が必要です。

利用者の利用時間は8時間以上でなくても差し支えありません。

開所8時間(例 9:00～17:00)



## よくある質問事項(障害児)③

### 【質問】

特別支援加算はどのような場合に算定できるのか

### 【回答】

指定基準に定める機能訓練担当職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員)を配置している事業所で、支援計画を踏まえて、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練や心理指導に係る特別支援計画を作成して訓練等を行い、加算対象児ごとの訓練記録が作成される場合に、該当する障害児につき1日当たり加算します。

ただし、基本報酬や診療報酬で評価されている場合は算定できません。(児童発達支援の重心児、難聴児 医療型児童発達支援の重心児や肢体不自由児に機能訓練等を行った場合。)

## よくある質問事項(障害児)④

### 【質問】

食事提供加算はどのような場合に算定できるのか(児童発達支援センターのみ)

### 【回答】

当該施設内の調理室を使用して原則として施設が自ら調理し、提供されたものについて算定します。該当施設内の調理室を使えば、調理の業務委託は可能です。

施設外での調理や搬入、出前や弁当の提供は加算にあたりません。提供体制に係るものであるため、1日に複数回提供しても算定は1度のみです。

## よくある質問事項(障害児)⑤

### 【質問】

児童発達支援・放課後等デイサービスと居宅介護・短期入所を利用している利用者は、どのように上限額管理を行うのか。

### 【回答】

児童福祉法と総合支援法のサービスそれぞれで上限額管理を行います。

異なる法律間の上限額管理は事業所では行わず、市町村が償還払いをします。

児童発達支援・放課後等デイサービスは、児童福祉法上のサービスなので、  
居宅介護・短期入所とは、上限額管理を行いません。

## 2 障害者虐待防止法について

### 障害者虐待防止法制定の背景

- ・ 障害者虐待は繰り返し発生している
  - ・ 平成7年 水戸アカス紙器事件、志賀サングループ事件発覚
  - ・ 平成9年 白川育成園事件発覚
  - ・ 平成15年 カリタスの家事件発覚
- ・ 虐待に対する意識の変化
  - ・ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法 平成12年11月施行）
  - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律  
（DV防止法 平成13年10月施行）
  - ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
（高齢者虐待防止法 平成18年4月施行）
- ・ 國際的な流れ
  - ・ 精神薄弱者の権利宣言（1971年12月20日）
  - ・ 障害者の権利宣言（1975年12月9日）
  - ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1979年9月21日）
  - ・ 障害者権利条約（2008年5月31日発効） 日本は2007年9月に署名しているが未批准  
「Nothing about us without us！」  
(われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな)」 合理的配慮

### 障害者の定義

#### ・ 障害者(第2条第1項)

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。  
「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」18歳未満の者も含まれる。

- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる。
- 18歳未満の障害児について定義や養護者の支援等基本的なことが規定されているが、通報や通報に対する虐待対応については児童虐待防止法が適用される。
- 高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用される。
- 児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童虐待防止法が適用される。
- 使用者虐待の場合については年齢を問わず障害者虐待防止法が適用される。

# 障害者虐待の定義

## ・ 障害者虐待（第2条第2項）

### ① 養護者による障害者虐待

→養護者とは現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

### ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

→障害者福祉施設従事者等とは障害者総合支援法等に基づく障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域活動福祉センター、福祉ホーム、障害児通所支援、障害児相談支援の業務に従事する者

### ③ 使用者による障害者虐待

→使用者とは障害者を雇用する事業主（当該障害者が労働者派遣法による派遣労働者である場合は当該派遣労働者による労働者派遣の提供を受ける事業主その他これらに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く）

# 障害者虐待の種類

## ① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

## ② 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

## ③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## ④ 放棄・放任

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

## ⑤ 経済的虐待

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者の親族による行為が含まれる）。

# 障害者虐待の防止等に向けた 基本的視点

- 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築する必要がある。

- ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- イ 虐待の早期発見・早期対応
- ウ 障害者の安全確保を最優先する
- エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
- オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

引用:社団法人日本社会福祉士会「平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」より

## 障害者虐待の判断に当たって のポイント

- 虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応

- ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
- イ 障害者本人の「自覚」は問わない
- ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
- エ 虐待の判断はチームで行う

引用:社団法人日本社会福祉士会「平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」より

# 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

(1) 国及び地方公共団体の責務  
(第4条第1～3項・第42条・第44条)

(2) 国民の責務 (第5条)

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務 (第6条第2項)

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

## 関係者

- ・障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等
- ・これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない (第6条第3項)。

引用:「社団法人日本社会福祉士会 平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修より」

## 通報義務

### ①養護者虐待の通報義務 (第7条第1項)

養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるもの）を除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### ②障害者福祉施設等従事者虐待の通報義務 (第16条第1項)

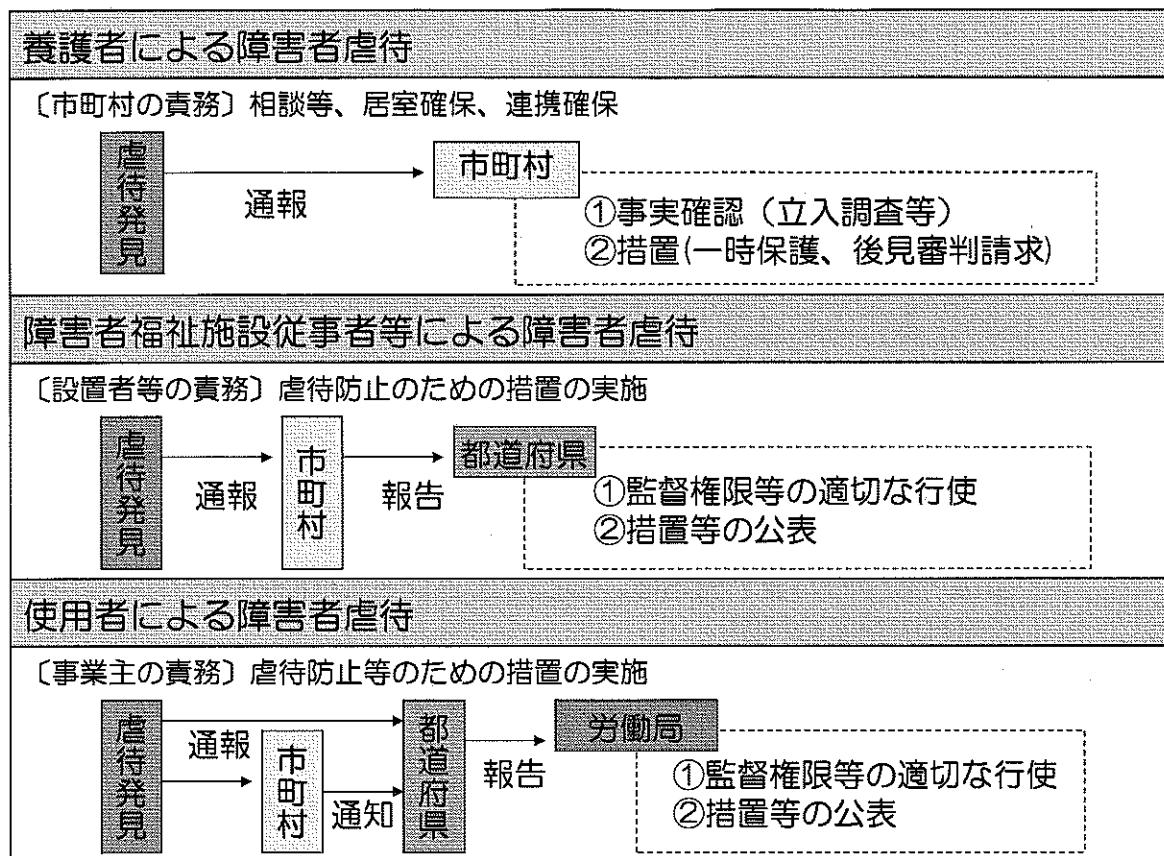
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### ③使用者虐待の通報義務 (第22条第1項)

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

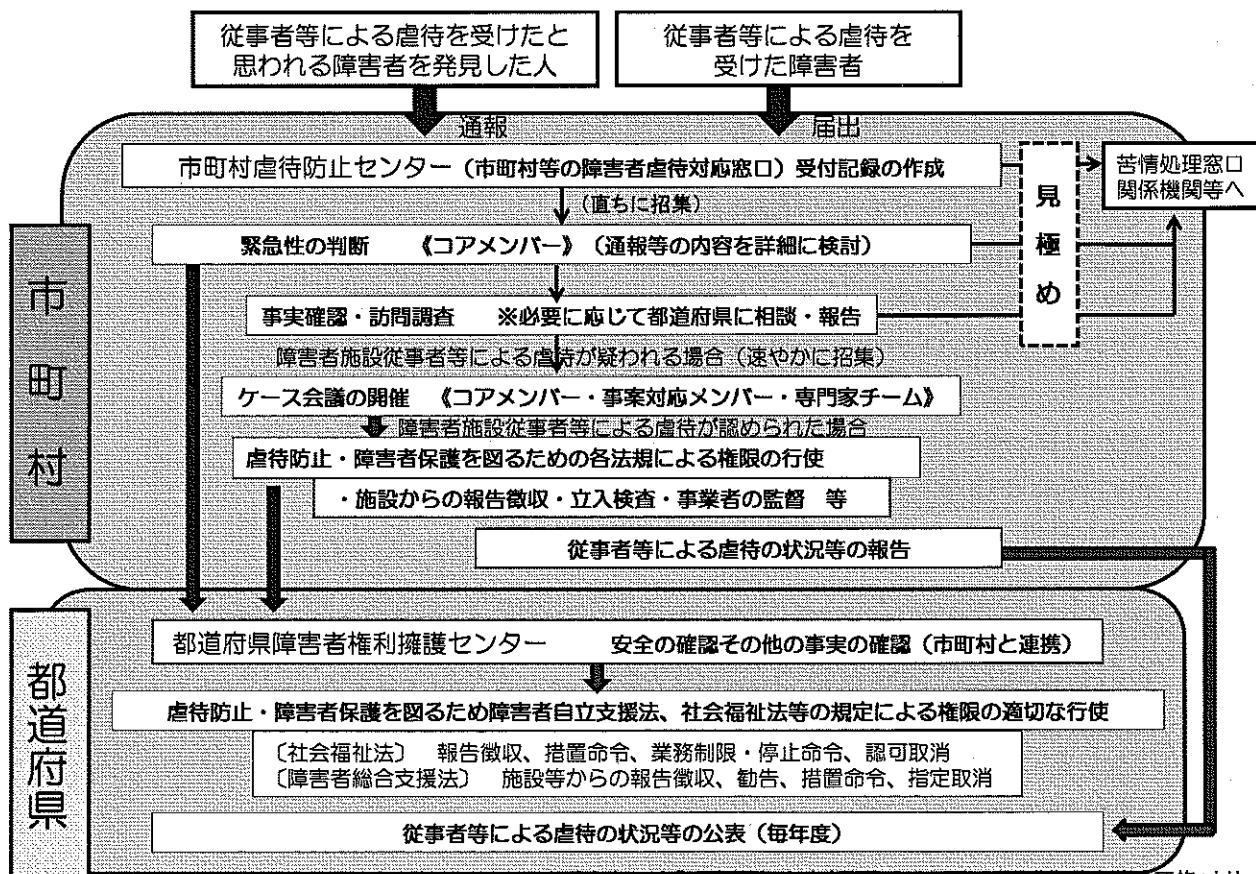
引用:「社団法人日本社会福祉士会「平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」より」

# 障害者虐待防止等のスキーム



引用:社団法人日本社会福祉士会「平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」より

## 障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



引用:社団法人日本社会福祉士会「平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」より

# 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

## ・障害者（児）虐待に共通な構図

- ・虐待は密室の環境下で行われる。
- ・障害者（児）の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまでエスカレートしていく。
- ・職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい。

（平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## ・障害者虐待の防止のための具体的な環境整備

- ・事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用、
- ・苦情解決制度の利用、
- ・サービス評価やオンブズマンなどの利用、
- ・ボランティアや実習生の受け入れと地域との交流、
- ・成年後見制度の利用等

（平成24年9月 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き）

## 身体拘束について

### 「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待

#### ・身体拘束とは

- ①車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ・やむを得ず身体拘束を行う3要件

- ①切迫性
- ②非代替性
- ③一時性

#### ・やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③必要な事項の記録

（平成24年9月 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き）

# 監督権限等の適切な行使について

- ・ 障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し対応を図ることを規定（第19条）。
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事實を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、改善を図るよう指導。
- ・ 指導に従わない場合には、掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図る。

※平成25年4月1日から県内各市の区域内のみで事業を行う社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が神奈川県から各市長（政令・中核市を除く）に委譲されています。

※事業者指定の権限や社会福祉法人の監査権限の有無に関わらず、障害福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合は当該施設の所在地の都道府県に報告が必要です。（第17条第1項）

## 措置等の公表について

- ・ 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）する（第20条）
- ・ この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障害者虐待を行った事業者名を公表し施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではない（ただし、障害者虐待等により障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示）。

### 【都道府県知事が公表する項目】

- 一 虐待があった障害者福祉施設等の種別
  - 二 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種
- 法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もある。

# 参考資料

## 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」

平成24年9月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 地域移行・障害児支援室

### 障害福祉情報サービスかながわ

「書式ライブラリ」→「1 神奈川県からのお知らせ」  
→「8 障害者虐待防止・権利擁護に関するお知らせ」  
内に掲載